

# 第16回

## 高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録

平成22年9月6日開会

平成22年9月6日閉会

高知県・高知市病院企業団議会

# 第16回高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録目次

---

招集告示	1
議員席次	1

---

## 第1日（9月6日）

出席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	2
議事日程	3
山崎企業長	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
付議事件の上程	4
元木議員	4
質疑	5
討論	6
採決	9

---

## 巻末掲載文書

付議事件の提出について	10
議決一覧表	11

## 招 集 告 示

### 高知県・高知市病院企業団告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第4項の規定により、高知県・高知市病院企業団議会臨時会を、平成22年9月6日に高知県・高知市病院企業団11階会議室に招集する。付議事件は、次のとおりである。

平成22年8月30日

高知県・高知市病院企業団企業長 山崎 隆章

(1) 地方自治法第98条第1項に基づき

- 1 平成22年4月1日付「物品（薬剤、診療材料等）購入契約」に関する件
  - 2 平成22年4月28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件
  - 3 平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件
- 上記3件について企業長に報告を求める件

-----◇-----◇-----

## 議 員 席 次

1番	上田周五君	2番	池脇純一君
3番	岡田泰司君	4番	岡村康良君
5番	梶原大介君	6番	近藤強君
7番	坂本茂雄君	8番	島崎としゆき君
9番	西村和也君	10番	浜川総一郎君
11番	浜辺影一君	12番	樋口秀洋君
13番	元木益樹君	14番	米田稔君

# 第16回高知県・高知市病院企業団議会臨時会会議録

平成22年9月6日（月曜日） 会議第1日

## 出席議員

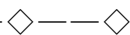
1番	上田周五君	2番	池脇純一君
3番	岡田泰司君	4番	岡村康良君
5番	梶原大介君	6番	近藤強君
7番	坂本茂雄君	8番	島崎としゆき君
9番	西村和也君	10番	浜川総一郎君
11番	浜辺影一君	12番	樋口秀洋君
13番	元木益樹君	14番	米田稔君

## 説明のため出席した者

企業長	山崎隆章君
病院長	堀見忠司君
副院長	深田順一君
副院長	谷木利勝君
医療局長	武田明雄君
看護局長	久保田加代子君
薬剤局長	田中照夫君
医療技術局長	楠目雅彦君
栄養局長	渡辺慶子君
統括調整監	周藤健史君
事務局次長	福井尚仁君
情報システム室長	町田尚敬君

## 議会事務局職員出席者

議会事務局長	和田浩君
書記	猪野貴之君
書記	大原章君



## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成22年 9 月 6 日 (月曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

地方自治法第98条第1項に基づき

- 1 平成22年 4 月 1 日付「物品 (薬剤、診療材料等) 購入契約」に関する件
  - 2 平成22年 4 月 28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件
  - 3 平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件
- 上記 3 件について企業長に報告を求める件

-----◇-----◇-----

午前 9 時 57 分 開会 開議

○議長 (岡村康良君) それでは、おはようございます。

若干定刻より早いですけども、皆さんおそろいようですので、ただいまから平成22年 9 月高知県・高知市病院企業団議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより企業長のごあいさつがあります。

山崎企業長。

○企業長 (山崎隆章君) 平成22年 9 月高知県・高知市病院企業団議会臨時会の開催に当たりましてごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の臨時会は、8 月 18 日付をもって法定数の議員から臨時議会の招集請求がありましたので、招集をさせていただきました。

地方自治法第98条第 1 項の規定に基づきまして、1、平成22年 4 月 1 日付「物品 (薬剤、診療材料等) 購入契約」に関する件、2、平成22年 4 月 28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件、3、平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件、以上、3 件について企業長に報告を求める件についてでございます。どうかよろしく願い申し上げます。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○議長 (岡村康良君) これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて、

8番 島崎 としゆき 議員

9番 西村 和也 議員

12番 樋口 秀洋 議員

をお願いいたします。



### 会期の決定

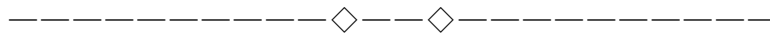
○議長（岡村康良君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡村康良君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日と決しました。



付議事件の上程（地方自治法第98条第1項に基づき、1、平成22年4月1日付「物品（薬剤、診療材料等）購入契約」に関する件、2、平成22年4月28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件、3、平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件、上記3件について企業長に報告を求める件）

○議長（岡村康良君） 次に、日程第3、地方自治法第98条第1項に基づき、1、平成22年4月1日付「物品（薬剤、診療材料等）購入契約」に関する件、2、平成22年4月28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件、3、平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件、上記3件について企業長に報告を求める件を議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

元木益樹議員。

○13番（元木益樹君） 冒頭に企業長から本日の臨時会の招集に対する旨のごあいさつがありました。議長からも申されました地方自治法第98条の第1項に基づきまして、先ほど来3件の事件につきまして付議することを提出をいたしております。その件につきまして、提出者を代表して、以下提案の理由を簡単に申し上げたいと思います。

まず、第1の平成22年4月1日付の「物品（薬剤、診療材料等）購入契約」に関する件につきましては、去る6月3日の議員協議会において、企業長は4、5、6月の3カ月は旧価格で納入さすことが得策である、そして入札するよりはいいだろう、さらに22年度の値引率は10%を超えることはないと言い切っております。

まず、その結果についてどうなったか、第1点。

それから、旧価格において納入さすことが安いと判断した理由について、この2点、お尋ねしたいと思います。

それから、2番目の平成22年4月28日付の「物品購入契約単価見直し」に関する件については、これも去る6月3日の企業団議会議員協議会で、医薬品が155品目、診療材料が1,380品目が逆ざやになるので、業者に単価の見直しを求めるとのことでの契約であります。

そこで、まず第1は、逆ざやとなる計算方式を説明を願いたい。

次に、逆ざや分は総額で幾らになったのか、報告を求めるものであります。

次に、第3番目の平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件については、1番、見積もり合わせの結果はどうなったのか。2番、加重平均、いわゆる値引率の総計はどうなったのか。総計というのはパーセンテージ、平均率であります。それから、3番目は逆ざやとの関係はどうなったのか。

以上、付議すべき案件3件につきまして、先ほど簡単に申し上げました理由に基づいて、企業長からの説明、報告を求めるものであります。

以上です。

○議長（岡村康良君） 提案者の説明が終わりました。

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

この提案理由に対する質疑を行います。

提出者に対する質問がある方は、挙手をしてお願いいたします。

池脇議員。

○2番（池脇純一君） 先ほど3点について提案の理由が御説明ありましたが、この22年4月1日付云々ということになりますと、これ22年に医療薬価等の法改正が行われております。それに基づいて病院の対応についての提案じゃないかというふうに理解をするんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡村康良君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 池脇議員にお答えします。

その件につきましては、もう既に去る6月3日に十分議論もしております。だから、4月1日付の物品、薬剤、診療材料等の購入契約につきましては、もう議事録を見てもわかりますように、多くの時間を費やして議論しております。今私が申し上げましたのは、その結果について、企業長の説明まだいただいておりますので、それを求めたものであります。

○議長（岡村康良君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡村康良君） それでは、特にないようですから、質疑を終結いたします。

○議長（岡村康良君） これより採決に入ります。

（「ちょっと、ちょっと、議長、ちょっと休憩とって」と言う者あり）

休憩ですか。

(「うん、5分ぐらいあったらええや」と言う者あり)

この今の提案についての質問じゃなしに。

(「採決するに当たってちょっと関係するから」と言う者あり)

はい。それでは、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時10分 再開

○議長(岡村康良君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論があるようでございますので、討論をさせていただきます。

討論のある方は順次挙手の上、御発言願います。

○14番(米田 稔君) 今回の98条の、地方自治法の98条、これは非常に重要な項で、検閲、検査を求めるという項目で、議会の監視権を規定をしているというような項目です。それ自身は、事務処理の執行部に適正さを求めるという意味で非常に法律そのものについては、そういう理解してるわけですが。

しかし、これはわざわざ98条第1項に基づく議会臨時会になるわけで、通常会とか議員協議会とかとは違うわけですから、僕は取り扱いについては、非常に慎重に本来すべき内容だというふうに思います。

それで、今提案理由を聞きましたけど、単に説明を求めるとやっぱり不十分ではないかなと、それらの行政執行に対して異議あるいは不適正なことについてもきちんと説明をして、だから説明を求めるというふうに本来すべきですから、そういう意味では、今聞いた限りでは、わざわざ臨時会に付す正当な付議事件というふうには私は理解することができません。これが1つです。

もう一つは、病院企業団が、議会が県民の声でPFIを解除して、新しく直営方針ということで努力もされてるわけですね。聞いたところでは、去年の12月に堀見院長を先頭に運営改善推進本部、これも立ち上げて、移行業務などを中心にですよね、作業を進めてきたわけですね。私たちもその時々、プロポーザルの方針の採用の問題とか、随契の当面する問題とか、私たち自身はその時々、そういう方針について説明もあり、報告もされたわけですから、容認、同意をしてきた経過が私はあると思うんですよね。

ですから、今回いろんな意見でよりよい方向へ、新たな直営の病院を送り出すこと自身が大事で、議論は尽くすべきですが、その結果論をもってして云々ということをやわざわざ臨時会すべきかどうか、非常に疑問に感じています。そういう点では、必要であるならば議員協議会なり定例の議会ですべて済む問題ではないかというふうに思いますので、この提案については同意できないという立場を表明しておきたいと思います。

○議長(岡村康良君) ほかに討論はございませんか。



浜川議員。

○10番（浜川総一郎君） 提案者の一人として申し上げたいと思いますが、この検査権の提案せざるを得なかったのは、私どもが6月3日での議員協議会でいろいろ詳しく質問したにもかかわらず、十分じゃなかった。特に、新薬価からさらに値引き交渉をすれば、二十二、三%ぐらいの安くなるんじゃないかと、薬価と診療材料が。そういったことによって、4月1日に遡及するということによって、当病院に戻していただける利益が生じるんじゃないかと、3,000万円なり5,000万円なり、それを申し上げたにもかかわらず、それは16%の値引きの中で吸収されるので、そういう必要がないという御返答でありました。

その後、プロポーザルが、1社が辞退し、1社が点数足らなかった。それで、再度やり直して結果が出た。結果が出た数字を示していただきたいと申し上げました。私どもが申し上げたように、企業団がおっしゃってた企業長以下、皆さんがおっしゃった値引率に吸収されるので、当病院に迷惑かけない、県市民に迷惑かけないというお話でありましたけれども、実際どうであったか数字を示してほしいと企業団に私ども申し上げました。そうすると、その数字は出せないということでした。

しかしながら、それを示していただかない限り、当病院がそれによって4月1日に、皆さんに戻していただいたら、得るべき利益になるもの、償還していただけるもの、金額もわからない、責任の所在もわからない。したがって、それを出さないということですから、数字を。数字も金額も出さないということですから、それはほんなら議会として対応するには、もう検査権しかない、私どもの議会事務局あるいは県の議会事務局と相談した結果、この方法しか数字を示していただく、金額を示していただく方法はないと。まあそれは、時間がかかればあるかもしれませんが、その時間かける段階ではありませんので、この間契約が済んだばかりです。契約が済んだばかりで、数字も出てるはず。このA社、B社、C社、薬価の中からさらに何%値引きになったと。それで、金額的にはこうだと。その結果、おっしゃってたように16%の値引率がちゃんと消化されて、県民、市民にもあるいは当病院にも迷惑かけないということであれば、それをお示ししていただきたいということですが、けど示していただけないから、この臨時会を招集して、検査権を行使せざるを得ないのは、いまだに示していただけないわけですから。

それはけども、それで当病院が損害をこうむってなければ、それは私ども協議会でも全然問題ないんですが、うわさというか、情報によると、一定私どもが申し上げたように、かなり差額が出ておると。指摘したように差額が出ておるとすれば、その差額を明らかにしていただきたい。そして、その責任はどの辺にあるのか、この臨時会で明らかにしたいという思いであります。それ以外に何もありませんので、皆さんの御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡村康良君） ほかに討論はございませんか。

池脇議員。

○2番（池脇純一君） この薬価の改正の問題にかかわることで、先ほどのお話では、確かに逆ざやの問題ですね。そもそも医療法で医療機関ていうのは、営利追求は禁止をされているわけですね。この医療上法定薬価と市場取引価格、この差額の問題については、国のほうが非常に見解をあいまいにしておりますんで、ここの部分が病院裁量になってますんで、ここに差額が起きるわけです。これが逆ざやということになるんですけども。この逆ざやが毎年行われてるから、薬価が下がる。だから、厚生省はその下がった分を2年間また調査をする。調査をして、その格差についてまた薬価、医療薬価を含めて下げてるという、こういうことをずっと今やってきているわけですね、これが薬価の改定なんですけれども。

だから、そこの部分について、きちっと病院側はこういう公的な病院ですから、どういう対応をするのかということとはきちっとこれは説明が必要だと思います。そういう部分をしっかり説明していただくということが大事なことじゃないかなと思います。

ただ、その損失になるということで、病院の医療機関としての営利追求のところには絞り込んでいくと、議論が、ちょっと違った観点に行くんじゃないかということはあると思います。これはちょっと心配をするところでもあります。

○議長（岡村康良君） じゃあ、ほかに討論はございませんか。

（「ちょっと」と言う者あり）

○議長（岡村康良君） 浜川議員。

○10番（浜川総一郎君） 池脇さんのその総論、総論では皆さんの言うことがよくわかりますが、前に6月3日に議論したことを、6月3日に議論したことで、病院に迷惑かけた、県市民に迷惑かけなかったかどうかを明らかにするためにこうせざるを得なかったと。病院が出さない、情報出してくれたら協議会でも何でもよかったわけですよ、定例会でも。出さないというから、やむを得なかったということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡村康良君） 樋口議員。

○12番（樋口秀洋君） ちょっと済みません、先ほど出てたもんで、浜川議員さんとダブるかもわかりませんが、結論は、県民にとれば一円でも安いコストの病院経営をこのような公的な病院でもらいたいというのがほとんどの意見だと思うわけなんですけど、そういう中で、さきの6月の協議会に非常にあいまいな答弁があったと私は判断しています。そして、示された内容にしても、例えば薬価の平均値引率にいたしましても、少数の対象をピックアップして、それを提示していると。僕に言わせれば、余りにも資料がずさんな提示を。そのような中で、はい、わかりましたというのは、私は県民から選ばれた議員とすれば、そのまま放置するわけにもいかないということで、きょうの会に参加してるわけです。

○議長（岡村康良君） 討論はよろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡村康良君） それでは、討論なしと認め、討論を終結いたします。

-----◇-----◇-----

### 採 決

○議長（岡村康良君） これより採決に入ります。

地方自治法第98条第1項に基づき、1、平成22年4月1日付「物品（薬剤、診療材料等）購入契約」に関する件、2、平成22年4月28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件、3、平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件、上記3件について企業長に報告を求める件を採決いたします。

本件のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡村康良君） 挙手少数であります。

この際暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（岡村康良君） もとに復します。

挙手少数であります。よって、本件は否決されました。

この際暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（岡村康良君） では、休憩前に引き続き議会を再開いたします。

以上をもって今期臨時会提出の案件全部議了いたしました。

これをもちまして平成22年9月高知県・高知市病院企業団議会臨時会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

## 高知県・高知市病院企業団告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第4項の規定により、高知県・高知市病院企業団議会臨時会を、平成22年9月6日に高知県・高知市病院企業団11階会議室に招集する。付議事件は、次のとおりである。

平成22年8月30日

高知県・高知市病院企業団企業長 山崎 隆章

(1) 地方自治法第98条第1項に基づき

- 1 平成22年4月1日付「物品（薬剤、診療材料等）購入契約」に関する件
  - 2 平成22年4月28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件
  - 3 平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件
- 上記3件について企業長に報告を求める件

平成22年9月高知県・高知市病院企業団議会臨時会議決一覧表

事件の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
	<p>地方自治法第98条第1項に基づき</p> <p>1 平成22年4月1日付「物品（薬剤、診療材料等）購入契約」に関する件</p> <p>2 平成22年4月28日付「物品購入契約単価見直し」に関する件</p> <p>3 平成22年度、新薬価、新償還価に係る「物品調達」に関する件</p> <p>上記3件について企業長に報告を求める件</p>	原案否決	22. 9. 6